

# 山梨の計量年報

平成 28 年度事業

(平成 29 年度版)



山梨県計量検定所

## ま え が き

適正な計量制度の確立は、経済の発展や生活の安定・消費者利益の保護を含めた文化の向上に寄与します。

本県においても適正な計量の実施を確保するため、検定・検査等による正確な計量器等の供給、立入検査等による適正な計量器の使用の確保、計量を正しく認識するための計量思想の普及・啓発等を実施しております。

また、計量行政の合理化や民間能力の活用を図るため、平成 22 年度から指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関である一般社団法人山梨県計量協会へ定期検査業務、計量証明検査業務の委託を実施しております。

今後とも皆様方のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

この計量年報は平成 28 年度に実施しました本県の業務実績をまとめたものです。

本県の計量行政に御理解をいただくための参考資料として御利用いただきたいと思います。

# 目次

<b>第1</b>	<b>あらし</b> .....	<b>- 1 -</b>
1.	沿革 .....	- 1 -
2.	所管業務 .....	- 1 -
3.	庁舎の概要 .....	- 2 -
4.	職員の配置状況 .....	- 3 -
5.	歳入 .....	- 3 -
6.	基準器及び検定・検査設備の保有状況 .....	- 4 -
<b>第2</b>	<b>計量関係事業の登録・届出・指定</b> .....	<b>- 6 -</b>
1.	特定計量器の製造事業の届出（法第40条） .....	- 6 -
2.	特定計量器の修理事業の届出（法第46条） .....	- 6 -
3.	特定計量器の販売事業の届出（法第51条） .....	- 7 -
4.	指定製造事業者の指定（法第90条） .....	- 7 -
5.	計量証明事業の登録（法第107条） .....	- 7 -
6.	適正計量管理事業所の指定（法第127条） .....	- 8 -
7.	計量士の登録（法第122条） .....	- 8 -
<b>第3</b>	<b>特定計量器の検定（法第16条）</b> .....	<b>- 9 -</b>
1.	主な特定計量器の有効期間 .....	- 9 -
2.	特定計量器の検定実績 .....	- 10 -
<b>第4</b>	<b>基準器検査（法第102条）</b> .....	<b>- 11 -</b>
1.	主な基準器の検査有効期間 .....	- 11 -
2.	基準器検査実績 .....	- 12 -
<b>第5</b>	<b>依頼検査</b> .....	<b>- 12 -</b>
<b>第6</b>	<b>特定計量器の定期検査（法第19条）</b> .....	<b>- 13 -</b>
1.	定期検査実績 .....	- 13 -
2.	定期検査に代わる計量士の検査（法第25条） .....	- 16 -
<b>第7</b>	<b>計量証明検査（法第116条）</b> .....	<b>- 17 -</b>
<b>第8</b>	<b>立入検査（法第148条）</b> .....	<b>- 18 -</b>
1.	特定計量器に係る立入検査 .....	- 18 -
2.	計量関係事業者への立入検査 .....	- 18 -
3.	商品量目立入検査 .....	- 18 -
4.	苦情等への対応 .....	- 18 -
<b>第9</b>	<b>計量思想の普及啓発等</b> .....	<b>- 20 -</b>
1.	計量記念日事業 .....	- 20 -
2.	その他 .....	- 20 -
	<b>巻末資料</b> .....	<b>- 21 -</b>

# 第1 あらまし

## 1.沿革

### (1) 計量法の沿革

明治 24年	度量衡法公布
42年	度量衡法改正
昭和 26年	計量法公布（公布日の6月7日が「計量記念日」となった。）
平成 4年	新計量法公布（平成5年11月1日施行。「計量記念日」が11月1日に変更された。）
11年	地方分権一括法の成立、地方自治法及び計量法の一部改正

### (2) 計量検定所の沿革

明治 24年	度量衡法公布により、県農商課に度量衡係を設置
25年 12月	山梨県告示第101号により、県庁構内に常置度量衡検定所を設置
36年 12月	山梨県告示第8号により、常置検定所を廃止
37年 1月	山梨県度量衡検定所を設置
大正 4年 4月	恩賜県有林財産課庁舎内に移転
昭和 20年 3月	庁舎火災により、県議会議事堂地下室に移転
21年 4月	県教育庁庁舎内に移転
27年 6月	山梨県告示第132号により、山梨県計量検定所と改称
37年 8月	舞鶴公園内アメリカ駐留軍庁舎跡に移転
39年 6月	甲府市住吉二丁目1番16号 住吉県合同庁舎内に移転
42年 5月	次長制を導入
43年 4月	山梨県行政組織規則施行により、庶務・検定（2係）を設置
55年 4月	山梨県行政組織規則改正により、係制を廃止
平成 2年 4月	指導及び検定検査担当（2担当）を設置
4年 4月	指導、検定及び検査担当（3担当）を設置
11年 4月	指導及び業務課（2課）を設置
12年 3月	山梨県計量法関係手数料等に関する条例公布
21年 1月	笛吹市石和町広瀬785 東八代合同庁舎内に移転
22年 4月	山梨県行政組織規則改正により、課制を廃止

## 2.所管業務

当所は、計量法（平成4年5月20日法律第51号。以下「法」という。）の目的である適正な計量の実施を確保し、経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的として、次の事業を実施しています。

計量関係事業者の登録・届出及び指導

指定製造事業者、適正計量管理事業所等の推進及び指導

- 計量関係団体及び計量管理の指導・育成
- 計量思想の普及
- 計量に関する統計及び報告
- 特定計量器の検定及び使用に関する指導
- 基準器検査
- 依頼検査
- 公的質量標準供給体制の維持・運営
- 特定計量器の定期検査業務指導
- 計量証明事業使用特定計量器の検査業務指導
- 計量法に基づく立入検査

なお、甲府市は計量法上の特定市町村（甲府市計量検査所）として、市内における特定計量器定期検査及び立入検査並びに計量思想普及事業等を行っています。

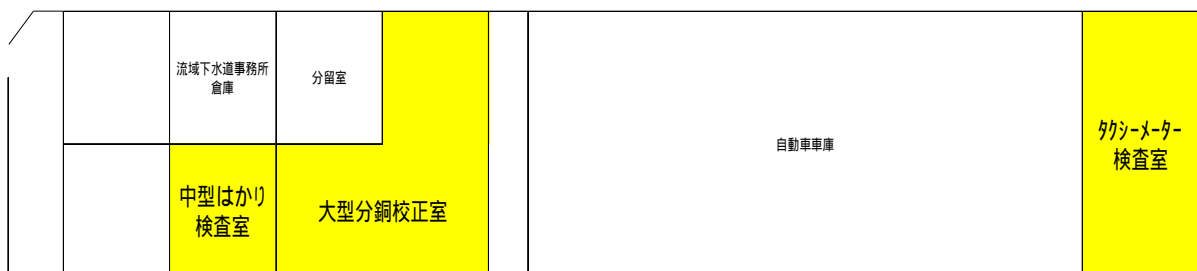
### 3.庁舎の概要

敷地（県有地）	10,117.08 m <sup>2</sup>
東八代合同庁舎（鉄筋コンクリート3階建）	4,727.96 m <sup>2</sup>
所長室・事務室・恒温恒湿室・基準器検査室・基準器類保管室	183.25 m <sup>2</sup>
タクシメーター検査室	61.05 m <sup>2</sup>
大型分銅校正室	94.325 m <sup>2</sup>
中型はかり検査室	30.525 m <sup>2</sup>

(東八代合同庁舎 1F)



タクシメーター検査室・大型分銅校正室・中型はかり検査室



#### 4.職員の配置状況

##### 【職員の配置状況】

平成29年4月1日現在

区分	事務吏員	小計	非常勤嘱託職員	22条職員	合計
所長	1	1			1
次長	1	1			1
計量スタッフ	2	2	1	1	4
計(人)	4	4	1	1	6

#### 5.歳入

##### 【収入証紙消印実績】

収入科目	平成28年度		平成27年度		平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
	件数	実績額(円)	件数	実績額(円)	実績額(円)	実績額(円)	実績額(円)	実績額(円)	実績額(円)
計量証明事業登録手数料	1	53,800			107,600			53,800	53,800
計量証明事業の登録証の訂正・再交付手数料	4	7,000	9	15,750	7,000	7,000	5,250	5,250	3,500
計量証明事業の登録簿謄本交付手数料									
計量証明事業の登録簿閲覧手数料									
指定製造事業者検査手数料									426,300
適正計量管理事業所指定手数料									2,550
法第127条第3項の検査手数料									7,400
特定計量器検定手数料	2,866	3,098,960	962	1,774,940	1,974,540	2,208,060	4,929,310	7,143,370	8,604,710
装置検査手数料	1,139	797,300	1,184	828,800	838,600	849,800	860,300	851,200	842,100
基準器検査手数料	3	40,600	4	53,800	54,400	137,640	145,300	27,200	21,200
特定計量器定期検査手数料									
依頼検査手数料	2	6,400			6,400	12,160	21,180	29,080	15,040
計量証明検査手数料									
登録に関する証明事務手数料	12	4,800	13	5,200	3,600	4,800	6,400	5,600	7,600
その他の証明事務手数料	42	16,800	95	38,000	34,000	34,800	35,600	67,200	99,200
計	4,069	4,025,660	2,267	2,716,490	3,026,140	3,254,260	6,003,340	8,182,700	10,083,400

## 6.基準器及び検定・検査設備の保有状況

特定計量器の検定や検査を行うために設備されている主なものは、次のとおりです。

### (1) 基準器

種類	型式又は能力	数量
1級基準巻尺	2m	1
タクシメーター装置検査用基準器	Y4型両輪式	1
〃	HRT-1型可搬式	1
基準手動天びん	30kg/200mg	1
〃	5kg/50mg	1
〃	500g/20mg	1
〃	200g/1mg	1
〃	5g/0.1mg	1
基準台手動はかり	20kg	1
直示天びん	200g	1
特級基準分銅	10kg～1mg	1組
1級基準分銅	10kg～1mg	2組
基準ガラス製温度計	-2 ～ 52	2
大型車載燃料油メーター検査装置	基準燃料油メーター	1
液体メーター用基準タンク(燃料油メーター用)	20ℓ	1
〃	18ℓ	1
〃	10ℓ	1
〃	5ℓ	1
〃	2ℓ	1
基準全量フラスコ	10ℓ	1
〃	5ℓ	1
〃	2ℓ	1
基準ビュレット	50mℓ	1

## (2) 検定・検査設備

種類	型式又は能力	数量
電子台はかり	1,200kg	1
〃	1,100kg	1
電子天びん	26.1kg/1mg	1
〃	2,300g/0.1mg	1
〃	1,109g/0.1mg	1
〃	520g/0.01mg	1
〃	2,100g/10mg	1
〃	210g/0.1mg	1
〃	32.2kg/100mg	1
皿手動はかり	10kg	1
〃	2kg	2
〃	1kg	2
電気抵抗線式はかり(量目取締用)	2.2kg	2
1級実用基準分銅(ステンレス)	10kg	131
〃	5kg	11
〃	2kg	10
〃(真ちゅう等)	10kg～1mg	1組
2級実用基準分銅(鋳鉄)	1,000kg	12
〃	500kg	96
〃(真ちゅう等)	1kg～10mg	3組
〃(増おもり型)	2kg以下	3組

## (3) 車輛

種類	型式又は能力	数量
小型貨物自動車	三菱ランサー 1,500cc	1
〃	トヨタサクシード 1,500cc	1
〃	ニッサンアトラス 2,000cc	1
フォークリフト	三菱FG25H-2.5t	1



## 第2 計量関係事業の登録・届出・指定

### 1. 特定計量器の製造事業の届出（法第40条）

特定計量器の製造事業を行おうとする者は、省令で定める事業区分に従い、都道府県知事を経由して経済産業大臣に届け出ることになっています。

【特定計量器製造事業者数と事業区分】 従たる事業場を除く。 平成29年3月31日現在

事業区分	届出件数	平成28年度	
		新規	廃止
質量計第1類	1		
質量計第2類	1		
分銅等	1		
水道メーター第1類	2		
水道メーター第2類	1		
自動車等給油メーター			
定置燃料油メーター等			
微流量燃料油メーター	1		
排ガス積算体積計等	1		
排水積算体積計等	1		
圧力計第1類	2		
圧力計第2類	1		
照度計	1		
濃度計第1類	2		
計(事業者実数)	15(7)		

事業者一覧は巻末資料を参照

### 2. 特定計量器の修理事業の届出（法第46条）

特定計量器の修理事業を行おうとする者は、省令で定める事業区分に従い、都道府県知事に届け出ることになっています。

【特定計量器修理事業者数と事業区分】 平成29年3月31日現在

事業区分	届出件数	平成28年度	
		新規	廃止
タクシメーター	4		
質量計第1類	4		
質量計第2類	1		
自重計	6		
自動車等給油メーター	1		
小型車載燃料油メーター	1		
大型車載燃料油メーター	1		
濃度計第2類	1		
濃度計第3類	1		
計(事業者実数)	20(15)		

事業者一覧は巻末資料を参照

### 3.特定計量器の販売事業の届出（法第 51 条）

特定計量器の販売事業を行おうとする者は、省令で定める事業区分に従い、都道府県知事に届け出ることになっています。

【特定計量器販売事業者数と事業区分】

平成29年3月31日現在

事業区分	届出件数	平成28年度	
		新規	廃止
質量計	138	2	2

### 4.指定製造事業者の指定（法第 90 条）

届出製造事業者の申請により、一定水準以上の品質管理能力を有すると経済産業大臣に認められた者は、省令で定める事業区分に従い、その工場又は事業場ごとに指定製造事業者の指定を受けることができます。指定を受けた事業者は、製造した特定計量器について、公的機関の検定に代えて技術基準に基づく自主検査により基準適合証印を付すことができます。



基準適合証印

【指定製造事業者数と事業区分】

平成29年3月31日現在

事業区分	指定件数	平成28年度	
		新規	廃止
微流量燃料油メーター	1		
濃度計第1類	1		
計(事業者実数)	2(2)		

事業者一覧は巻末資料を参照

### 5.計量証明事業の登録（法第 107 条）

計量証明の事業を行おうとする者は、省令で定める事業区分に従い、その事業所ごとに所在地を管轄する都道府県知事の登録を受ける必要があります。

【計量証明事業者数と事業区分】

平成29年3月31日現在

事業区分	登録件数	平成28年度	
		新規	廃止
長さに係る計量証明			
質量に係る計量証明	23		
面積に係る計量証明			
体積に係る計量証明			
熱量に係る計量証明			
濃度に係る計量証明	16	1	
音圧レベルに係る計量証明	5		
振動加速度レベルに係る計量証明	5		
計(事業者実数)	49(39)	1(1)	

事業者一覧は巻末資料を参照

## 6.適正計量管理事業所の指定（法第 127 条）

特定計量器を使用する工場及び店舗等のうち、当該計量器を検査するための設備を有し、計量士のもとで計量器の精度等の維持管理を行い、適正な計量の実施を確保する体制が整っている事業所は、経済産業大臣又は都道府県知事の指定を受けることができます。指定を受けた事業所は、自主的に適正な計量管理を実施することから、公的機関の定期検査が免除され、自社 PR のための標識を掲げることができます。



【適正計量管理事業所数と使用する特定計量器数】 平成29年3月31日現在

事業所名	指定事業所数		使用する特定計量器数		指定者
	県管轄	特定市	県管轄	特定市	
日本郵便（株）	222	44	329	76	山梨県知事
パナソニックファクトリーソリューションズ（株）	1	-	84	-	〃
日本通運（株）首都圏支店	2	-	3	-	〃
日本通運（株）航空事業支店	-	1	-	18	〃
ユニー（株）	3	-	84	-	〃
計	228	45	500	94	〃

(特定市 = 甲府市)

## 7.計量士の登録（法第 122 条）

計量士は、計量器の検査やその他の計量管理を適確に行うため必要な知識経験を有する者として法に定められた資格で、その業務を行うには、都道府県知事を経由して経済産業大臣の登録を受ける必要があります。

【計量士数と区分】 平成29年3月31日現在

区 分	登録件数	
		新規(平成28年度)
一般計量士	19	1
環境計量士	濃度	81
	騒音・振動	40
計(実人数)	140(102)	1(1)

### 第3 特定計量器の検定（法第16条）

取引又は証明用に使用する特定計量器は検定を受け、これに合格したものでなければ使用することができません。

この検定は、経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所及び指定検定機関の(財)日本品質保証機構がそれぞれ実施していますが、一般に使用される特定計量器については、都道府県知事が行っています。(法第70条)

検定に際しては、法で定める一定の条件（構造・器差）に適合したものを合格とし、合格した計量器には検定証印を付しています。(法第72条)

装置検査はタクシメーターについて行う検査で、検定と同様にこれに合格したものでなければ使用することはできません。合格したタクシメーターには装置検査証印を付しています。(法第75条)

なお、特定計量器は、計量検定所に持ち込み受検するのが原則ですが、運搬困難なもの等については、特定計量器の所在場所で検定を行っています。



検定証印



装置検査証印

#### 1. 主な特定計量器の有効期間

検定等の有効期間が定められている主な特定計量器は、次のとおりであり、この期間が過ぎたものは、取引又は証明に使用することはできません。

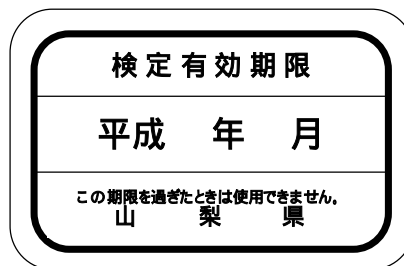
##### 【主な特定計量器の検定有効期間】

特定計量器の種類	有効期間	備 考
タクシメーター(装置検査)	1年	
ガスメーター	10年	総発熱量が1m <sup>3</sup> につき90メガジュール未満で使用最大流量が16m <sup>3</sup> 毎時以下のもの
	10年	総発熱量が1m <sup>3</sup> につき90メガジュール以上で使用最大流量が6m <sup>3</sup> 毎時以下のもの
	7年	上記以外のもの
水道メーター	8年	
燃料油メーター	7年	自動車の燃料タンク等に燃料油を充てんするための機構を有するものであって給油取扱所に設置するもの
	5年	上記以外のもの
液化石油ガスメーター	4年	
ガラス電極式水素イオン濃度計	6年	指示計
	2年	検出器
騒音計	5年	
振動レベル計	6年	

なお、タクシーメーター・燃料油メーター・液化石油ガスメーターの合格器物には、次の有効期限表示ラベルを貼付しています。



タクシーメーター用



燃料油メーター用  
液化石油ガスメーター用

## 2. 特定計量器の検定実績

### 【平成28年度 特定計量器の検定実績】

	検定数			不合格数	不合格率 (%)	検定手数料 (円)	
	製造	修理	計				
タクシーメーター(装置検査)	0	1,139	1,139	43	3.78%	797,300	
質量計	電気式はかり	0	3	3	0	0.00%	21,000
	手動てんびん			0			
	等比皿手動はかり			0			
	その他の手動式はかり			0			
	ばね式指示はかり			0			
	手動指示併用はかり			0			
	その他の指示はかり			0			
	分銅			0			
	定量増おもり			0			
	計	0	3	3	0	0.00%	21,000
体積計	自動車等給油メーター	0	670	670	13	1.94%	1,387,300
	小型車載燃料油メーター	0	126	126	8	6.35%	262,200
	大型車載燃料油メーター	0	46	46	4	8.70%	115,900
	簡易燃料油メーター	0	1	1	0	0.00%	1,600
	定置燃料油メーター			0			
	水道メーター	42	0	42	0	0.00%	63,000
	液化石油ガスメーター	4	10	14	0	0.00%	89,200
	微流量燃料油メーター	1,956	8	1,964	8	0.41%	1,158,760
	計	2,002	861	2,863	33	1.15%	3,077,960
合計	2,002	2,003	4,005	76	1.90%	3,896,260	

【特定計量器の検定実績の推移】

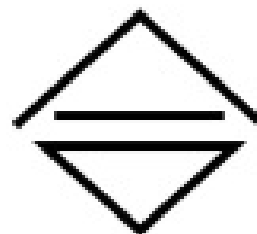
年 度	検 定 数			不合格数	不合格率 (%)	検定手数料 (円)
	製造	修理	計			
平成23年度	9,355	1,900	11,255	283	2.51%	7,994,570
平成24年度	6,784	1,576	8,360	171	2.05%	5,789,610
平成25年度	1,198	1,856	3,054	60	1.96%	3,057,860
平成26年度	93	2,065	2,158	84	3.89%	2,813,140
平成27年度	109	2,037	2,146	76	3.54%	2,603,740

## 第4 基準器検査（法第 102 条）

基準器は、特定計量器の検定・検査の基準として用いられているほか、特定計量器の製造・修理事業者等が事業を行うのに必要な設備として使用されるため、高い精度が要求され種類ごとに有効期間が定められています。（基準器検査規則第 21 条）

基準器検査は経済産業大臣や都道府県知事等が実施していますが、次の主な基準器は、都道府県知事が実施しています。（計量法施行令第 25 条、基準器検査規則第 4 条・第 5 条）

基準器検査に合格した計量器には、基準器検査証印を付しています。



基準器検査証印

### 1. 主な基準器の検査有効期間

【主な基準器の検査有効期間】

基準器の種類		有効期間	備 考
長さ基準器	タクシーメーター装置検査用基準器	4年	
質量基準器	(1) 鋳鉄製又は軟鋼製の基準分銅	1年	
	(2) (1)に掲げるもの以外の基準分銅	5年	(特級基準分銅を除く。)
	(3) (1)又は(2)に掲げる以外のもの	3年	・ひょう量が2t以下の基準手動天びん又は基準直示天びんであって目量又は感量がひょう量の1/4000以上のもの ・ひょう量が5t以下の基準台手動はかりであって目量又は感量がひょう量の1/20000以上のもの
体積基準器	液体メーター用基準タンク	5年	全量が25 L 未満（燃料油メーター用）
		8年	全量が1000 L 未満（水道メーター用）

## 2.基準器検査実績

【平成28年度 基準器検査実績】

基準器の種類	検査数	不合格数	不合格率 (%)	検査手数料 (円)
タクシメーター装置検査用基準器	2	0	0.00	13,400
一級基準分銅				
二級基準分銅				
三級基準分銅				
液体メーター用基準タンク	2	0	0.00	27,200
計	4	0	0.00	40,600

【基準器検査実績の推移】

	検査数	不合格数	不合格率 (%)	検査手数料 (円)
平成23年度	2	0	0.00%	27,200
平成24年度	73	0	0.00%	145,300
平成25年度	58	1	1.72%	137,640
平成26年度	35	0	0.00%	54,400
平成27年度	81	2	2.47%	53,800

## 第5 依頼検査

事業者等の申請に基づき、分銅(1t以下の実用基準分銅又はこれに準ずる性能を有する分銅)の誤差について、1級~3級基準分銅の基準器公差に対する適合検査をしています。

【平成28年度 依頼検査実績】

種別	検査数	不合格数	不合格率 (%)	検査手数料 (円)
1級	2	0	0.00	6,400
2級				
3級				
計	2	0	0.00	6,400

【依頼検査実績の推移】

年度	検査数	不合格数	不合格率 (%)	検査手数料 (円)
平成23年度	33	0	0.00%	29,080
平成24年度	11	0	0.00%	21,180
平成25年度	7	0	0.00%	12,160
平成26年度	2	0	0.00%	6,400
平成27年度	0	0	0.00%	0

## 第6 特定計量器の定期検査（法第19条）

取引又は証明に使用される質量計（非自動はかり、分銅及びおもり）は、都道府県又は特定市町村が行う定期検査を受けるよう計量法で規定されています。定期検査は2年に1回とされており、平成28年度は、山梨市(旧牧丘町・三富村)、北杜市、甲斐市(旧双葉町)、笛吹市、上野原市(旧秋山村)、甲州市(旧勝沼町・大和村)、中央市(旧豊富村)、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町について実施しました。

定期検査には集合検査と所在場所検査があり、ひょう量が250kgを超えるものや建物に固定されているなど集合検査を受けられないはかりについては、計量器の所在場所で検査を実施しています。

なお、検査に合格した計量器には消費者にもよく分かるよう合格シールを貼り、不合格の計量器については、検定証印を抹消し不合格理由書を交付するとともに、修理・廃棄等の事後処理について報告させています。



合格シール



不合格シール

### 1. 定期検査実績

平成22年度から(一社)山梨県計量協会へ委託しています。

#### 【平成28年度 定期検査実績(地区別)】

区 分		受検戸数	検査数	不合格数	不合格率 (%)	検査日数
集 合 検 査	山梨市(旧牧丘町・三富村)	41	87	1	1.15	3
	北杜市	101	268	3	1.12	8
	甲斐市(旧双葉町)	11	24	0	0.00	1
	笛吹市	204	603	6	1.00	12
	上野原市(旧秋山村)	6	9	0	0.00	1
	甲州市(旧勝沼町・大和村)	174	519	1	0.19	7
	中央市(旧豊富村)	11	45	0	0.00	1
	市川三郷町	32	105	0	0.00	3
	早川町	8	15	0	0.00	1
	身延町	53	112	1	0.89	3
	南部町	31	71	1	1.41	1
	富士川町	49	190	1	0.53	2
	道志村	8	15	0	0.00	1
	西桂町	7	13	0	0.00	1
	忍野村	21	49	0	0.00	2
	山中湖村	15	20	0	0.00	1
	鳴沢村	35	44	0	0.00	1
	富士河口湖町	64	119	0	0.00	4
	対象地区外	5	25	0	0.00	
計	876	2,333	14	0.60	53	
所在場所検査		21	112	2	1.79	14
合 計		897	2,445	16	0.65	67



【平成28年度 定期検査実績(能力別)】

		集合検査		所在場所検査		合 計		
		検査数	不合格数	検査数	不合格数	検査数	不合格数	
指示はかり	直線目盛	5 (0)	0			5 (0)	0	
	直線目盛 以外の はかり 又は 電気式 はかり	100kg以下	1,560 (243)	11	35 (25)	2	1,595 (268)	13
		250kg以下	123 (116)	3	14 (14)	0	137 (130)	3
		500kg以下			4 (4)	0	4 (4)	0
		1t以下			1 (1)	0	1 (1)	0
		2t以下						
		5t以下						
		10t以下						
		20t以下						
		30t以下						
		40t以下			2 (2)	0	2 (2)	0
		50t以下			5 (5)	0	5 (5)	0
		50t超			2 (2)	0	2 (2)	0
手動指示併用はかり		11	0			11	0	
手動はかり	棒はかり		1	0			1	0
	手動 天びん	1万分の1未満						
		1万分の1以上						
	皿手動 はかり	等比皿手動	2	0			2	0
		不等比皿手動	32	0			32	0
	台手動 はかり	100kg以下	40	0	1	0	41	0
		250kg "	22	0			22	0
		500kg "			1	0	1	0
		1t "			5	0	5	0
		2t "			1	0	1	0
		5t "						
		10t "						
		20t "						
		30t "						
40t "								
50t "								
50t超								
計		1,796 (359)	14	71 (53)	2	1,867 (412)	16	
分銅		47	0			47	0	
定量おもり								
定量増おもり		490	0	41	0	531	0	
計		537	0	41	0	578	0	
合 計		2,333 (359)	14	112 (53)	2	2,445 (412)	16	

( ) は電気式はかりの検査数で内数

【平成28年度 定期検査実績(器種別)】

器種	検査数	不合格数	不合格率 (%)	不合格の主な理由						
				器差	四隅	感じ	目盛	併用	構造	零点
電気式はかり	419	8	1.91	8						
手動天びん										
等比皿手動はかり	2	0	0.00							
棒はかり	1	0	0.00							
その他の手動式はかり	102	0	0.00							
ばね式指示はかり	1,334	8	0.60	7					1	
手動指示併用はかり	11	0	0.00							
その他の指示はかり	5	0	0.00							
分銅	47	0	0.00							
定量おもり										
定量増おもり	531	0	0.00							
計	2,452	16	0.65	15	0	0	0	0	1	0

【定期検査実績の推移】

	検査戸数	検査数	不合格数	不合格率(%)
平成23年度	987	2,904	10	0.34
平成24年度	868	2,450	15	0.61
平成25年度	1,116	2,908	5	0.17
平成26年度	925	2,528	10	0.40
平成27年度	1,044	2,766	7	0.25

## 2.定期検査に代わる計量士の検査（法第 25 条）

この事業（以下「代検査」という。）を行おうとする計量士は、検査を行う場所を管轄する都道府県知事又は特定市町村の長に届け出なければならないことになっています。

また、商店・事業所等は、使用する計量器について代検査を受けた旨の届出書を都道府県知事又は特定市町村の長に提出すれば、法第 19 条の定期検査受検義務が免除されます。



合格シール例

### 【平成28年度 定期検査に代わる計量士の検査実績】

特定計量器の種類	検査数	不合格数	不合格率 (%)	不合格の主な理由						
				器差	四隅	感じ	目盛	併用	構造	零点
電気式はかり	691	3	0.43	3						
手動天びん										
等比皿手動はかり										
棒はかり										
その他の手動はかり	7	0	0.00							
ばね式指示はかり	59	0	0.00							
手動指示併用はかり	1	0	0.00							
その他の指示はかり	1	0								
分銅	5	0	0.00							
定量おもり										
定量増おもり	25	0	0.00							
計	789	3	0.38	3	0	0	0	0	0	0

### 【定期検査に代わる計量士の検査実績の推移】

	検査数	不合格数	不合格率 (%)
平成23年度	865	6	0.69
平成24年度	740	7	0.95
平成25年度	696	3	0.43
平成26年度	603	5	0.83
平成27年度	808	9	1.11

## 第7 計量証明検査（法第116条）

計量証明事業者が計量証明に使用する特定計量器（質量計、濃度計、騒音計、振動レベル計）は、都道府県知事が行う検査を受けるよう計量法で規定されています。検査の実施周期は、質量計は2年に1回、騒音計・濃度計・振動レベル計は3年に1回と定められています。

なお、定期検査と同様に計量士による検査を受けた場合、計量士による検査を行った旨の届出書を都道府県知事に提出すれば受検義務が免除されます。

【平成28年度 計量証明検査実績】

区分			県による検査(計量証明検査)				計量士による検査(法第120条)				
			事務所数	検査数	不合格数	不合格率(%)	事務所数	検査数	不合格数	不合格率(%)	
一般	質量計	電気式はかり	6	7	0	0.00		2	3	0	0.00
		手動式はかり									
		指示はかり									
環境	騒音計	普通									
		精密									
		ガラス電極式水素イオン濃度指示計					2	2	0	0.00	
		化学発光式窒素酸化物濃度計									
		ジルコニア式酸素濃度計									
		非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計					1	1	0	0.00	
		磁気式酸素濃度計					1	1	0	0.00	
	振動レベル計					1	1	0	0.00		
計			6	7	0	0.00	7(6)	8	0	0.00%	

( )内は実数

## 第8 立入検査（法第148条）

### 1. 特定計量器に係る立入検査

定期検査の対象とならない検定有効期間のある特定計量器については、台帳および調査表を基に、有効期限切れの特定計量器を使用していると思われる市町村や事業所等への立入検査を実施し、不適正特定計量器の排除に努めています。

平成28年度については次のとおり実施しました。

- ・対象特定計量器 石油ガスメーター
- ・実施地区 特定計量器定期検査と同一地域
- ・実施時期 平成29年3月6日～平成28年3月10日(4日間)
- ・立入検査事業所 7事業所
- ・不適正事業所数 0事業所
- ・検査計量器数 9,967個
- ・不適正計量器数 0個

### 2. 計量関係事業者への立入検査

特定計量器の製造・修理事業者や計量証明事業者、適正計量管理事業所等について、定期的に事業場への立入検査を実施し、適正な計量の実施が確保されるよう指導を行っています。

### 3. 商品量目立入検査

全国的に販売・消費されている商品や消費生活関連物資で、消費者保護の観点から量目公差（量目誤差の許容範囲）を課すことが適当である商品は、特定商品として計量法で定められています。中元時期及び年末・年始時期に全国一斉量目取締りの一環として、スーパーマーケットや中小小売店等に立入検査を実施し、違反者に対しては是正のための指導を行い特定商品が適正に販売されるよう努めています。

〔平成28年度 商品量目立入検査実績〕

実施期間	実施地区	検査店舗数	違反店舗数
中元時期 6月13日～6月20日(5日間)	笛吹市、甲州市、身延町、南部町、富士川町	11	3
年末・年始時期 10月5日～11月7日(4日間)	北杜市、甲斐市、市川三郷町、富士河口湖町	11	6

詳細は次ページを参照

### 4. 苦情等への対応

一般県民（消費者）から寄せられる苦情申し立てや他の行政機関から提供される情報に対して、内容の調査のために随時立入検査を実施し、必要に応じて指導を行っています。

【平成28年度 商品量目立入検査実績】

項目 商品分類		検査戸数	不適正		検査数	検査結果の内訳				量目不足の主な原因			
			戸数	同率(%)		ガイドラインに定める過量	正量	量目不足		風袋量の無視・軽視	乾燥等の自然減量	その他	
								個数	同率(%)				
特定商品	食肉類	18	2	11.1%	275	13	258	4	1.5%	4	0	0	
	食肉の加工品	0	0		0	0	0	0		0	0	0	
	魚介類	魚介類	18	1	5.6%	260	13	243	4	1.5%	4	0	0
		魚介類の加工品	8	0	0.0%	45	0	45	0	0.0%	0	0	0
	野菜	野菜	16	4	25.0%	160	0	147	13	8.1%	12	0	1
		野菜の加工品	2	1	50.0%	20	3	15	2	10.0%	0	2	0
		農産物の漬物	2	1	50.0%	10	0	6	4	40.0%	4	0	0
	果実	果実	0	0		0	0	0	0		0	0	0
		果実の加工品	3	1	33.3%	40	6	28	6	15.0%	6	0	0
	調理食品	調理食品	0	0		0	0	0	0		0	0	0
		つくだに	0	0		0	0	0	0		0	0	0
		その他の調理食品	20	3	15.0%	207	0	182	25	12.1%	25	0	0
		茶類	2	0	0.0%	10	0	10	0	0.0%	0	0	0
		菓子類	9	0	0.0%	60	0	60	0	0.0%	0	0	0
		精米及び精麦	1	0	0.0%	5	0	5	0	0.0%	0	0	0
		穀類(豆類及び粉類)	3	1	33.3%	30	0	27	3	10.0%	3	0	0
		穀類(豆類及び粉類)の加工品	5	0	0.0%	30	0	30	0	0.0%	0	0	0
		めん類	5	0	0.0%	35	0	35	0	0.0%	0	0	0
		調味料類	0	0		0	0	0	0		0	0	0
	その他	食品	1	0	0.0%	5	0	5	0	0.0%	0	0	0
非食品		0	0		0	0	0	0		0	0	0	
	非特定商品	2	0	0.0%	10	0	10	0	0.0%	0	0	0	
計		115	14	12.2%	1,202	35	1,106	61	5.1%	58	2	1	

実働日数	延べ人員	検査戸数		不適正				検査件数	不適正		不適正事業者の措置		
				戸数		同率(%)			件数	同率(%)	現場での口頭注意	文書等による指導	勧告 法第15条
		延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数						
9	18	115	22	14	9	12.2%	40.9%	1,202	61	5.1%	0	9	0

## 第9 計量思想の普及啓発等

### 1. 計量記念日事業

「正しくはかること」について広く県民に知っていただくため、(一社)山梨県計量協会と連携し、計量記念日(11月1日)及び計量強調月間(11月)に合わせて、次の事業を実施しました。

< 甲府駅前街頭キャンペーン(平成28年11月1日) >  
甲府駅前でパンフレット等を配布しました。



< 「県民の日」記念行事(平成28年11月12日・13日) >  
会場の小瀬スポーツ公園にて、「計量器の展示」、「重さ当てクイズ」、「計量クイズ」、「計量パンフレットの配付」を実施しました。



### 2. その他

#### (1) 特定計量器の定期検査に係る事務打合せ

定期検査を円滑かつ適切に実施するため、委託先の(一社)山梨県計量協会および該当市町村の事務担当者と、平成28年7月22日(平成28年度後期分)・平成29年1月27日(平成29年度前期分)に打ち合わせを行いました。

#### (2) タクシーメーター装置検査有効期間満了に伴う集中検査打合せ

県内A・B両地区約1,200台のタクシーの装置検査を集中して実施するため、県タクシー協会及びタクシーメーター修理事業者と平成28年10月14日に打ち合わせを行いました。

## 巻末資料

【特定計量器製造事業者一覧】

平成29年3月31日 現在

氏名(名称)	郵便番号	届出者の住所 (事業所の所在地)	事業の区分
(株)フルヤテクニカ	404-0041	甲州市塩山千野508	圧力計第1類 圧力計第2類
富士電機(株) 東京工場 機器生産センター双葉分室	210-0856 407-0105	神奈川県川崎市 川崎区田辺新田1-1 (甲斐市下今井732)	濃度計第1類
(従たる事業場) (株)タツノ	108-8520 400-0046	東京都港区三田3丁目2-6 (甲府市下石田2丁目21-25)	自動車等給油メーター 大型車載燃料油メーター 小型車載燃料油メーター 定置燃料油メーター等 液化石油ガスメーター
(従たる事業場) 日立オートモティブ システムズメジャメント(株)	230-0051 400-0304	神奈川県横浜市 鶴見区中央3丁目9-27 (南アルプス市吉田1000)	自動車等給油メーター 大型車載燃料油メーター 小型車載燃料油メーター 定置燃料油メーター等 液化石油ガスメーター
横河マニュファクチャリング(株)	180-8750 400-8558	東京都武蔵野市中町2丁目9-32 (甲府市高室町155)	濃度計第1類 排ガス積算体積計等 排水積算体積計等 水道メーター第1類 水道メーター第2類 照度計
(株)山梨オーバル	400-0806	甲府市善光寺1丁目27-25	微流量燃料油メーター
(株)富士テクニクス	403-0004 403-0008	富士吉田市下吉田9丁目35-24 (富士吉田市下吉田東1丁目22-17)	圧力計第1類
(株)計測技術管理センター	406-0801	笛吹市御坂町成田2722-1	質量計第1類 質量計第2類 分銅等
(株)Toshin	467-0068 409-3801	愛知県名古屋市中 瑞穂区内方町2-6-1 (中央市中楯1357)	水道メーター第1類

【指定製造事業者一覧】

平成29年3月31日 現在

氏名(名称)	郵便番号	届出者の住所 (事業所の所在地)	事業の区分
富士電機(株) 東京工場 機器生産センター 双葉分室	210-0856 407-0105	神奈川県川崎市 川崎区田辺新田1-1 (甲斐市下今井732)	濃度計第1類
(株)山梨オーバル	400-0806	甲府市善光寺1丁目27-25	微流量燃料油メーター



## 【特定計量器修理事業者一覧】

平成29年3月31日 現在

氏名(名称)	郵便番号	届出者の住所(事業所の所在地)	事業の区分
山梨トヨタ自動車(株)	400-0034	甲府市宝1丁目21-29	タクシメーター
甲斐日産自動車(株)	400-0845	甲府市上今井町706	タクシメーター
碓井自動車(株)	400-0032	甲府市中央2丁目10-16	タクシメーター
(有)松山電工社	403-0016	富士吉田市松山4丁目3-3	タクシメーター、自重計
(株)協立商会	157-0064 400-0851	東京都世田谷区給田3丁目26-19 (甲府市住吉3丁目26-17)	質量計第1類 質量計第2類
東芝テックソリューションサービス(株)	141-0022 400-0828	東京都品川区東五反田2-17-2 (甲府市青葉町20-7)	質量計第1類
協和自動車工業(有)	400-0034	甲府市宝1丁目31-6	自重計
(株)稲葉工業	409-2214	南巨摩郡南部町塩沢120	自重計
(株)高石自動車工業	400-0405	南アルプス市下宮地御崎北388	自重計
環境未来(株)	400-3800	中央市流通団地1丁目6-1	濃度計第2類 濃度計第3類
(株)テラオカ	108-0014 400-0053	東京都港区芝4丁目4-13 (甲府市大里町936-1)	質量計第1類
マルネン(株)	101-0062 400-0414	東京都千代田区神田駿河台2丁目2 (南アルプス市百々1841-1)	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター 大型車載燃料油メーター
いすゞ自動車首都圏(株)	156-0057 409-3853	東京都世田谷区上北沢5丁目11-1 (中巨摩郡昭和町築地新居751-28)	自重計
(有)塩山車検センターサービス	404-0036 400-0813	甲州市塩山熊野993 (甲府市向町507-1)	自重計
(株)インダ	606-8392 400-0047	京都府京都市左京区聖護院山王町44 (甲府市德行4丁目6-10)	質量計第1類

## 【環境計量証明事業者一覧】

平成29年3月31日 現在

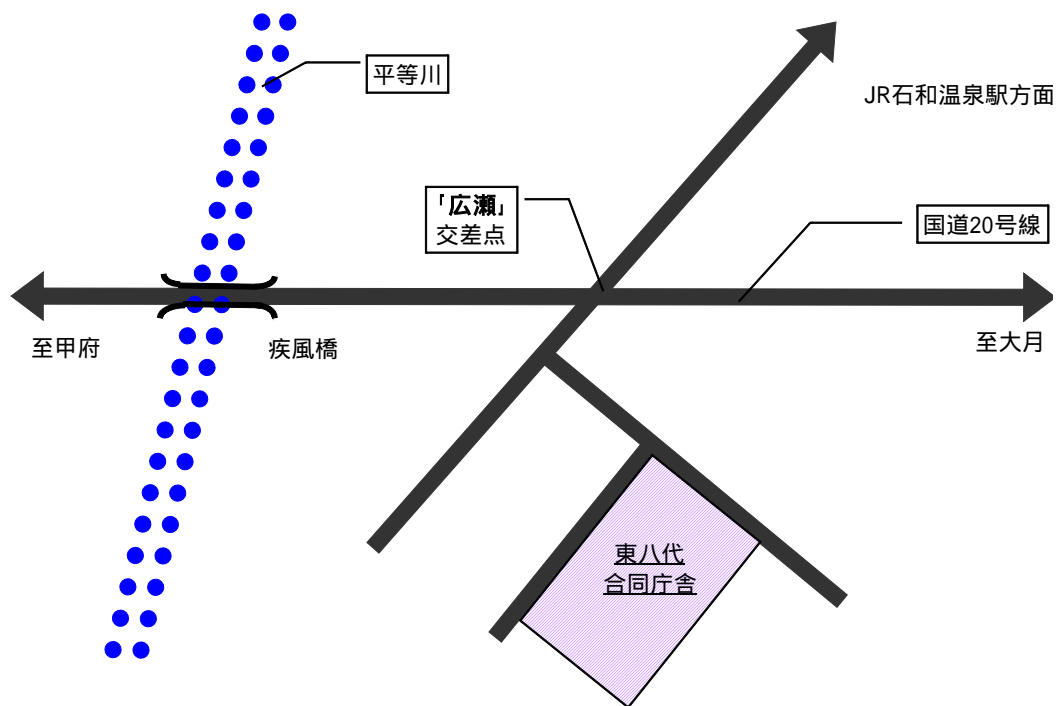
氏名(名称)	郵便番号	届出者の住所(事業所の所在地)	事業の区分
(株)環境計量センター	421-0113 400-0415	静岡県静岡市駿河区下川原1丁目15-15 (南アルプス市宮沢129-1)	濃度(水・土壌)(大気)に係る計量証明の事業
(株)山梨県環境科学検査センター	400-0111	甲斐市竜王新町2277-12	濃度(水・土壌)(大気)に係る計量証明の事業 音圧レベルに係る計量証明の事業 振動加速度レベルに係る計量証明の事業
(有)韮崎環境メンテナンスサービス	407-0024 407-0031	韮崎市本町2丁目2-47 (韮崎市龍岡町若尾新田848)	濃度(水・土壌)に係る計量証明の事業
(株)メイキョー	400-0047	甲府市德行2丁目2-38	濃度(水・土壌)(大気)に係る計量証明の事業 音圧レベルに係る計量証明の事業 振動加速度レベルに係る計量証明の事業
(有)山梨環境分析センター	402-0045	都留市大幡1110	濃度(水・土壌)に係る計量証明の事業
環境公害分析センター(有)	400-0828	甲府市青葉町4-9	音圧レベルに係る計量証明の事業 振動加速度レベルに係る計量証明の事業
(公財)山梨県下水道公社	406-0046	笛吹市石和町東油川字北畑417	濃度(水・土壌)に係る計量証明の事業
中央環境理研(株)	400-0306	南アルプス市小笠原6	濃度(水・土壌)(大気)に係る計量証明の事業
(株)アセラ	400-0826	甲府市西高橋町156	濃度(水・土壌)(大気)に係る計量証明の事業
(株)アサノ大成 基礎エンジニアリング	113-0022 409-0112	東京都台東区北上野2丁目8-7 (上野原市上野原8154-59)	濃度(水・土壌)に係る計量証明の事業 音圧レベルに係る計量証明の事業 振動加速度レベルに係る計量証明の事業
(株)小泉	167-0051 409-1501	東京都杉並区菰窪4丁目32-5 (北杜市大泉町西井出字石堂8240-2036)	濃度(水・土壌)に係る計量証明の事業
(一社)山梨県食品衛生協会	400-0043	甲府市小瀬町1145-1	濃度(水・土壌)に係る計量証明の事業
(株)AKI研究所	406-0034	笛吹市石和町唐柏695-1	濃度(水・土壌)(大気)に係る計量証明の事業
(株)オリエンタルコンサルタンツ	151-0071 409-0112	東京都渋谷区本町3丁目12-1 (上野原市上野原8154-59)	濃度(水・土壌)(大気)に係る計量証明の事業
環境未来(株)	390-1242 409-3845	長野県松本市大字和田4010-5 (中央市流通団地1丁目6-1)	濃度(水・土壌)(大気)に係る計量証明の事業 音圧レベルに係る計量証明の事業 振動加速度レベルに係る計量証明の事業
エヌエス環境(株)	105-0003 409-2212	東京都港区芝公園1丁目2-9 (南巨摩郡南部町7459-2)	濃度(水・土壌)に係る計量証明の事業
(株)G・バイオム	102-0084 403-0005	東京都千代田区二番町7-1 (富士吉田市上吉田4840-1)	濃度(水・土壌)に係る計量証明の事業

## 【一般計量証明事業者一覧】

平成29年3月31日 現在

氏名(名称)	郵便番号	届出者の住所(事業所の所在地)	事業の区分
(株)河西金属商事 南工場	409-3866 409-3853	中巨摩郡昭和町西条485 (中巨摩郡昭和町築地新居803)	質量に係る計量証明の事業
(株)河西金属商事 団地工場	409-3866 409-3853	中巨摩郡昭和町西条485 (中巨摩郡昭和町築地新居1669-10)	質量に係る計量証明の事業
(株)若尾忠男商店	400-0031	甲府市丸の内3丁目10-18	質量に係る計量証明の事業
(株)中澤	400-0221	南アルプス市在家塚1235	質量に係る計量証明の事業
甲州碎石(株)初狩鉱業所	401-0021	大月市初狩町下初狩151	質量に係る計量証明の事業
日東金属(株)	400-0815	甲府市国玉町910-1	質量に係る計量証明の事業
(株)山紙	400-0843	甲府市東下条町290	質量に係る計量証明の事業
(株)宮入バルブ製作所	104-0061 400-0206	東京都中央区銀座西1丁目2 (南アルプス市六科1588)	質量に係る計量証明の事業
(有)田丸	402-0001	都留市田野倉千の宮145	質量に係る計量証明の事業
(有)土橋商店	405-0018	山梨市上神内川455-1	質量に係る計量証明の事業
福田三商(株)	457-0071 400-0047	愛知県名古屋南区千竈通2丁目14-1 (甲府市徳行2丁目15-13)	質量に係る計量証明の事業
第一石産運輸(株)	102-0072 402-0005	東京都千代田区飯田橋2丁目2-1 (都留市四日市場1212)	質量に係る計量証明の事業
日東建設(株)	400-0025 400-0212	甲府市朝日2丁目13-4 (南アルプス市下今諏訪1531-1)	質量に係る計量証明の事業
桑原重機(株)	403-0005	富士吉田市上吉田2453-1	質量に係る計量証明の事業
(株)田丸	406-0034	笛吹市石和町唐柏811-2	質量に係る計量証明の事業
(株)山梨商事	404-0036 407-0022	甲州市塩山熊野1217-1 (韮崎市水神1丁目10-35)	質量に係る計量証明の事業
(有)山梨紙業	400-0203	南アルプス市徳永1594-1	質量に係る計量証明の事業
高野産業(株)	407-0006	韮崎市下祖母石2278	質量に係る計量証明の事業
(有)西本商店	402-0054	都留市田原2丁目3-23	質量に係る計量証明の事業
(有)峡南環境サービス	400-0501 400-0414	南巨摩郡富士川町青柳町3492 (南アルプス市戸田916-18)	質量に係る計量証明の事業
(株)芦沢建設運輸	404-0036 409-1306	甲州市塩山熊野261-1 (甲州市勝沼町山847)	質量に係る計量証明の事業
(有)山梨カレット	400-0203	南アルプス市徳永1685-13	質量に係る計量証明の事業
鈴健興業(株)	406-0812	笛吹市御坂町下黒駒1602-8	質量に係る計量証明の事業

## 計量検定所（案内図）



---

### 山梨の計量年報

平成 28 年度事業  
(平成 29 年度版)

山梨県計量検定所  
〒406-0035 笛吹市石和町広瀬 785  
(東八代合同庁舎 1階)  
TEL 055-261-9130 FAX 055-261-9132

[ホームページ URL]  
<http://www.pref.yamanashi.jp/keiryu/index.html>

---